橋本伊都衛生施設組合における女性職員の活躍の

推進に関する特定事業主行動計画

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年３月３１日

橋本伊都衛生施設組合管理者

橋本伊都衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行

動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に

関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき策定

する特定事業主行動計画である。

１．計画期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日までとします。

２．女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

　　本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画

に基づく取組として、実施状況を把握し、職員に対しての情報提供を行うと

共に、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

３．女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

　　法第19条第３項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基

　づく特定事業主行動計画の策定等にかかる内閣府令（平成27年内閣府令第61

号。）第２条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把

握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、

次のとおり目標を設定する。

　　制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を８０％以上とし、

育児参加のための休暇の取得割合を５０％以上とする。

４．女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

　　「３．」で掲げた目標の達成に向け、配偶者が出産を控えている全ての男

性職員に対し、制度についての情報提供を行う。